

負債相続の実務

平成28年

7月21日 木

13:30-16:30 (受付開始13:00)



講師

司法書士法人ABC
代表社員 司法書士

椎葉 基史 氏

大阪、司法書士法人ABC代表社員。

負債相続の現場に専門家の関与が少ない現状を知り、約5年前から「相続放棄相談センター」を立ち上げ活動を始める。負債相続の相談は年々増加しており、現在、全国各地から年間約900件の相談を受ける。限定承認の普及にも積極的に取り組んでいる。最近は経営者の事業承継に絡む負債相続問題の相談も増えてきている。」

定員
60名様
限定



お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。
また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承ください。

受講料：25,000円 (資料代・税込み)
※各会員割引あり裏面をご参照ください。

会場：TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

ごあんない

当セミナーでは、負債相続対策について、主に「限定承認」を中心にお話しをさせていただきます。負債相続については、実務書も少なく、実務経験者もまた少ないことから、実務の運用を知る機会に限られています。講座で使用する資料集は、実務にすぐ利用できるように作られています。一人でも多くの相続被害者が減ることを心より願ってこのセミナーを企画いたしました。

講座内容

- 【1】 マイナス財産の相続対策とは
- 【2】 相続の承認・放棄制度の概要と現状
- 【3】 相続放棄・限定承認の選択のポイント
- 【4】 限定承認の手続の流れと実務
- 【5】 相続放棄手続の注意点
- 【6】 実務の現場から



WEBでのお申し込みは >>

<https://tap-seminar.jp>

